

町民の皆さんが町内で宿泊すると2,000円が助成されます

## 町民等宿泊促進支援事業のお知らせ

平成22年度からスタートした町民等宿泊支援事業を、今年度も実施します。この事業は、対象となる町民の方などが下記の宿泊施設に宿泊する際、1泊につき1人2,000円の助成が受けられるというものです。

「町民の方」や「ふる里会会員」だけではなく「町民の方」「ふる里会会員」と一緒に宿泊される町外の親戚の方なども利用できます。助成対象は次の方です。

### ▶個人

- 町民の方(本町に住居登録をしている方)
- ふる里会会員(弟子屈ふる里会会員、札幌弟子屈会会員)
- 町民の方やふる里会会員と一緒に宿泊する町外の親戚の方

※町外の友人・知人は、助成の対象とはなりません。

### ▶団体

- 町内の会社や事業所、事務局が町内にあるサークル(自治会や老人会など)
- クラス会

※どちらも、宿泊される方の中に町民の方やふる里会会員が含まれることが必要です。

この事業は、皆さんに納めていただいた税金で運営しているため、助成対象を上記のとおり限定しています。

### 事業に参加している宿泊施設

#### 弟子屈地区

- アリスガーデン ☎482-7585
- うさの森 ☎482-4672
- 温泉民宿 北の大地 ☎482-4937
- 温泉民宿 摩湖 ☎482-5124
- 温泉民宿 美里 ☎482-1020
- きららの宿 すばる ☎482-2224
- ゲストハウスゆうあん ☎482-2977
- スローライフ ☎482-6036
- ひとつぶの麦 ☎482-1177
- ピュアフィールド風曜日 ☎482-7111
- ペンション ニューマリモ ☎482-2414
- ペンション ぼらりす ☎482-2622
- ペンション&コンドミニアムBirao ☎482-2979
- ホテルニュー子宝 ☎482-2131
- ホテル摩周 ☎482-2141
- 摩周湖ユース・ホステル ☎482-3098
- 民宿ましゅまる ☎482-2027

#### 川湯地区

- お宿 欣喜湯 ☎483-2211
- 温泉浪漫の宿 湯の閣 ☎483-2011
- 川湯観光ホテル ☎483-2121
- 川湯第一ホテル 忍冬 ☎483-2411

屈斜路湖荘 ☎483-2545

屈斜路湖仁伏保養所 ☎483-3058

屈斜路湖ホテル ☎483-2415

GRAND HOTELアレックス川湯 ☎483-2311

KKRかわゆ ☎483-2643

コテージ ログハウス川湯 ☎483-2544

旅・人・宿 あさ寝坊 ☎483-2725

ホテル 開紘 ☎483-2318

ホテル川湯パーク ☎483-2611

ホテル パークウェイ ☎483-2616

御園ホテル ☎483-2511

名湯の森ホテルきたふくろう ☎483-2960

#### 屈斜路地区

Atreyu(アトレユ) ☎484-2455

ガストホフ ぱびりお ☎484-2201

屈斜路原野ユースゲストハウス ☎484-2609

屈斜路プリンスホテル ☎484-2111

ゲストハウス ていんくる ☎484-2122

コタン温泉 プチホテル丸木舟 ☎484-2644

民宿 三香温泉 ☎484-2140

ペンション クッシュアレラ ☎484-3232

ペンション チャトラン ☎484-2024

宿・花ふらり ☎484-2633

## 住宅建築資金の一部を助成(金券で還元)

## 住宅建設促進事業を改正します

町では、住宅建築と定住の促進、地域の振興を目的に、4月から住宅の新築・増改築、リフォームに要する費用の一部を助成します。

これまで行ってきた「住宅ローンの利子の一部助成」に代わり「建築資金の一部助成」を行います。

▶開始時期／4月1日

### ▶対象

- 本町に住居登録している方、または住居登録を予定している方で、町内に生活の拠点として自ら居住する住宅の新築などを行う方。
- 対象となる住宅に5年以上住居登録を行う方。
- 本町に本店または支店、事業所のある町内業者と工事契約を締結した方。
- 対象となる住宅は専用住宅・併用住宅です。併用住宅については居住部分が助成対象となります。
- 申請者と対象となる住宅に同居する方のうち、納税義務者全員が交付申請日現在において、町税や本町の各種使用料などを滞納していないこと。
- 工事着手前であること。
- リフォームの助成対象は、次のいずれかに該当する改修工事に要した経費です。ただし、1つの住宅について1回限りとします。

①住宅の修繕、補修(一部増築を含む)工事

②建物の内外装の改修工事

③浴室、台所、トイレ、暖房・給排水・給湯・衛生・換気設備などの修繕、補修、取り替え工事

※過去に住宅建築資金について助成や補給を受けた方は対象となりませんので、ご注意ください。

### ▶助成額

- 新築・増改築(500万以上) / 工事請負契約金額の5%以内で、50万円を限度とします。助成金は町内の店舗や事業所などで使える金券となります。(1,000円以下切り捨て)
- 増築・リフォーム / 事業対象経費の10%以内で、20万円を限度とします。助成金は町内の店舗や事業所などで使える金券となります。(1,000円以下切り捨て)

※対象となる住宅が、自然エネルギー発電施設の設置などに伴う国、道、町など公的機関の他の制度の補助金や貸付金などの交付を受ける場合は、工事請負金額から補助金や貸付金を差し引いた後の金額から助成金を算出します。

## 金券の取扱店を募集します

住宅建設促進事業で、助成金として発行される金券の取扱店を募集します。

▶対象 / 町内に事業所を有し、事業を行っている方。

▶受付期間 / 4月15日(月)まで

▶受付場所 / 役場建設課・川湯支所

※申請時には印鑑(会社印含む)などを持参してください。

※申請用紙は各受付場所に用意してあります。

※受け付けは随時行っています。



問い合わせ先 / 役場観光商工課観光振興係 ☎482-2940 (課直通)

問い合わせ先 / 役場建設課建築指導係 ☎482-2941 (課直通)